

2022 年 9 月定例県議会 代表質問

2022 年 9 月 22 日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。日本共産党県議団を代表して質問いたします。

今県民は、東日本大震災、東京電力福島第一原発事故からの復興に加え、台風 19 号・豪雨被害、連続する大地震、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略の影響を受けた物価高騰など困難が幾重にも重なり、県民の暮らしと営業に深刻な状況が広がっています。知事は、先の定例会で 10 月予定の県知事選挙に立候補を表明しました。困難に直面する県民の一人ひとりが安心と希望をもって生きられる福島県政の実現が強く求められています。

しかし、内堀県政はコロナ対策、原発事故対応、憲法を変え戦争する国づくりの問題等、いずれの点でも国言いに終始し、原発事故対応では国と一体に被災県民置き去りの復興を進めてきました。日本共産党は、「みんなで新しい県政をつくる会」の構成団体として、県民が主人公、汚染水海洋放出反対、県民生活と県内中小企業の営業を守る県民の復興を進めるために、県政の転換を目指して全力を挙げる決意を述べ、以下質問に入ります。

一、安倍元首相の国葬について

岸田政権は安倍元首相の国葬を今月 27 日に行うことを閣議決定しました。

立憲主義を破壊し安保法制を強行、モリカケ問題での国政の私物化、いま政治との癒着が大問題となっている統一協会とのかかわりが最も大きいとされる安倍元首相を国葬にすることで、この政治を国家として礼賛することになります。国葬は、憲法 14 条が定める法の下での平等、19 条の国民の思想、良心の自由に違反、法的根拠がないなど何重もの憲法違反であり強行は許されません。必要経費も 16 億 6 千万円に大幅増額されましたが、さらに増額になるだろうとされています。岸田総理は、国民に弔意は強要しないと述べ、知事も県民に弔意は求めないとしています。県内の世論調査でも国葬反対が 66%と多数を占める下で、知事は憲法違反の国葬への参加、半旗の掲揚を止めるべきです。

安倍元首相の国葬において、県立学校等に弔意を表す半旗の掲揚等を求めるべきでないと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

二、統一協会問題について

安倍元首相が銃撃され死亡した事件はあってはならないことですが、これを契機に統一協会の反社会性、政治家との癒着が大問題となっています。

朝日新聞の調査では、国会議員と都道府県議で接点があったと認めた議員は 440 人、その 8 割を自民党議員が占めています。本県の県議は 10 人に上ります。知事は 7 人で、内堀知事は無いと回答したようですが、4 年前の知事選挙の際に事務所に挨拶に行ったと報じられています。知事は、どのような団体かを承知で挨拶に行ったのか、経緯を県民に明らかにすべきです。

統一協会は表裏一体の組織として国際勝共連合をつくり、反共産と政治反動の尖兵役を果たしてきました。政治家は統一協会の広告塔の役割を果たし被害を拡大するとともに、選挙で応援を受けるという相互関係を築いてきたのです。

統一協会と自民党は改憲案の内容で一致、改憲策動の先鋒に立ってきただけでなく、ジェンダー平等への攻撃でも、夫婦別姓や性的少数者の否定、その思想に基づく家庭教育支援条例制定運動等で共同歩調をとり、政治を歪めてきました。

政治と統一協会との癒着を徹底して明らかにし、癒着を断ち切っていかなければなりません。地方自治体では、文化、スポーツイベント等で後援していた事例も報じられています。本県はまだ後援などの事例がないか全庁調査を行っておらず、直ちに実施し公表すべきです。

統一協会は、霊感商法、多額の献金問題、集団結婚などで甚大な被害を与えてきた反社会的カルト集団であり、被害者の会への相談件数は事件後 10 倍に増加、被害は今も継続しています。

県消費生活センターにおいて受理した、霊感商法を含む開運商法に関する消費生活相談の件数を伺います。

三、新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナ感染拡大の第七波は、全国の 1 日の新規感染者数が最大 26 万人、死者数は 343 人となり、本県でも 1 日最大 3,584 人を記録、8 月の新規感染者は 7 月の 2.5 倍となり、病床使用率が最大 77% に達するなど、危機的状況となりました。

岸田政権は、医療機関への負荷軽減のため、全国一律にコロナ感染者の全数把握をやめる方針で、今月 26 日から実施するとしています。これでは個別の対応ができなくなるだけでなく、感染者が特定されなければ自由な行動を容認し、感染拡大の危険が大きくなると、専門家からは疑問の声も上がっています。また、国の重症化リスク判断基準が、オミクロン株に対応できていないとの指摘もあり、軽症でも重症化し死亡する事例が相次ぎ、1 日の死者数も過去最大となっており、全感染者の詳細把握は必要です。

① 新型コロナウイルス新規感染者の全数届出を維持することが重要と考えますが、県の考えを伺います。

医療現場からは対症療法の解熱剤が足りない、重症化防止のコロナ治療薬も足りないとの声があります。コロナ治療薬は発症から 5 日以内でないとう有効でなく、不足で使え

ない、発熱外来につながらず受診の遅れで使う時期を逸する事例もあると言います。

② 発熱患者の受診機会や新型コロナウイルス感染症患者の療養体制の確保に取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

③ また、新型コロナウイルス感染症の治療薬や解熱鎮痛剤が必要な方に処方されるよう確保すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は、県内のコロナ患者受け入れ 48 医療機関を対象にした初めての後遺症調査を行い、症状が 2 か月以上続いている症例が 108 人確認されたと発表しました。オミクロン感染の 8 割が軽症以下でも後遺症がみられ、108 人の内 15 人が休職、2 人が退職に追い込まれました。

④ 新型コロナウイルス感染症のり患後症状、いわゆる後遺症を有する患者への支援を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、4 分の 3 はワクチン未接種と報告されており、

⑤ 新型コロナワクチン接種の効果に関する情報発信を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

四、原発問題について

岸田首相は 8 月 24 日、原発再稼働をこれまでの 10 基に 7 基を追加、運転期間も法律で原則 40 年を 60 年まで認めたものにさらに延長を検討、想定していないとしてきた新增設も検討すると言及し、原発回帰に大きく舵を切りました。

県民からは、福島原発事故を忘れたのか、終わったことにするのは許されないと怒りの声が上がっています。同時発表で、燃料デブリの取り出し開始をさらに 1 年半先延ばしたことは、事故原発の廃炉作業の困難さを示すもので、明らかな矛盾です。

国は、電力不足を口実にしますが、専門家は、実際の電力不足は、年間 8,760 時間のうちで、20 ないし 30 時間に過ぎず、わずかな不足のためにリスクが大きい原発に依存すべきではなく、大量使用者に協力を求めるなど本気で検討すればいくらかでも方法はあはずだと指摘します。

① 原発回帰に向けた国の方針転換について、原発事故の被災県として、原発の再稼働、運転期間の再延長及び新增設は認められないとの立場を表明すべきと思いますが、県の考えを伺います。

汚染水処理を巡っては、2015 年に国と東電が漁業者との間で交わした「タンクの汚染水処理は関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束を誠実に守るのが問われてきました。

しかし、昨年4月政府はこの約束を反故にし、海洋放出方針を閣議決定したことがもともと無理筋でした。県漁連も全漁連も断固反対は何も変わらないのに、政府は全く聞く耳を持たず、海洋放出のための準備を進め、東電が提出した海洋放出のための設備工事を規制委員会が認可、県の廃炉安全監視協議会、原発安全確保技術検討会も容認、8月2日には、知事と大熊、双葉の立地町が東電に事前了解を正式通知しました。

東電はこの2日後から数百億円掛かると言われる地下トンネル含む設備工事に着工しました。

県民無視の国、東電、それを容認する県の姿勢に、県民からはやり場のない憤りと怒り、不信が高まり、全国からも批判が継続しています。

知事は、これまでトンネル工事前了解はあくまで技術的な問題で、県民の理解は重要と述べてきました。先日、就任あいさつに来た西村経産大臣も、理解なしには海洋放出しないと述べたように、国も東電も同じ言葉を繰り返しています。

8月29日、ふくしま復興共同センターが、東電、経産省、規制庁を相手に行った交渉の場で、県民の理解が得られたとはどういう状況を言うのか、東電と国に質しましたが、丁寧な説明と風評対策を行うとのこれまでの回答を繰り返すだけで、明確な回答がありません。

② 汚染水の処分について、関係者の理解が得られたとはどのような状況を指すと認識しているのか、県の考えを伺います。

県は2002年に、内堀知事も当時の構成員だったエネルギー政策検討会の「中間とりまとめ」で、原発は地域との信頼関係があって共存できると、国や東電の世論や地域感情を軽視する体質を厳しく批判しました。

③ 県民が汚染水の海洋放出に理解も納得もしていない現状を踏まえて、海洋放出反対を明確に表明すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

県の廃炉安全監視協議会の専門委員を務める福島大学の柴崎教授は、海洋放出30年の計画はその通りにはいかない可能性が高まっていると言います。汚染水の1日当たりの平均発生量は130トンですが、この間の大雨で1日の発生量は大幅に増え、300トンにもなります。発生量の8割は建屋への流入によるもので、建屋への流入を止める対策なしには汚染水タンクは無くならないと指摘します。

さらに重大なのは、東電も認めるように3月16日の福島県沖地震以降、新たに発生する汚染水のトリチウム濃度が上昇していることです。東電が示した海洋放出シミュレーションでは、トリチウム濃度は1リットル当たり20万ベクレルですが、3月16日の地震以降、トリチウム濃度は1リットル当たり51万ベクレルと2.5倍になっています。

④ 汚染水のトリチウム濃度の上昇について、東京電力に原因究明を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

トリチウムの年間排出量 22 兆ベクレルとして、トリチウム濃度が高いまま推移すると、汚染水の放出は 30 年どころか 200 年もかかるとの試算もあり、計画は完全に破綻する。だからこそ最優先すべきは、海洋放出ではなく汚染水を増やさないための本気の抜本取り組みだと強調します。

県が海洋放出設備の事前了解を検討した 7 月 26 日の廃炉安全監視協議会、原子炉安全確保技術検討会に東電が提出した汚染水抑制対策には、初めて広域遮水壁が検討項目に加わったものの、対策の優先は局所止水、ダメなら外壁工事、最後が広域遮水壁で、しかも、地質専門家のコンクリートによる遮水壁の提案ではなく、ゼネコン提案の粘土壁で検討し適切でないと結論付け、作業員の被ばくリスクが高く、効果も不明な局所止水を優先するとしています。

専門家の提案をまともに検討もしない東電には、本気で汚染水を止める気がなく、海に流せばよいとする安易な考えがあるからだ指摘せざるを得ません。

県は、この東電の報告を無批判に受け入れたのでしょうか。東電のごまかしは許されません。

⑤ 専門家の提案を踏まえた広域遮水壁と集水井戸の組み合わせによる汚染水の発生抑制対策に取り組むよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

トリチウム他 63 の核種を含む汚染水海洋放出が及ぼす影響について、原爆医療に長年携わってこられた齋藤紀医師から話を伺いました。

トリチウムが人体に及ぼす影響については、疫学調査が乏しく未解明な部分が多いが、人体への影響は低いとしつつも、有機結合型トリチウムは細胞に留まる傾向があり、DNA の切断が起きることがある。原発労働者を調査したある研究者は、がんの発生が多いとする有意の差は認められなかったが、否定はしないと言います。

海洋生態系への影響に関する研究は長い歴史があり、最近もサイエンスやネイチャーの科学誌に研究論文が報告されており、トリチウムは低濃度でも海洋生物に影響を及ぼすことが明らかにされていると言います。

総量規制がない下で大量のトリチウムを海洋放出することは、海洋生態系への影響が避けられず、倫理的問題として許されないと述べました。規制委員会が海洋放出の設備について行ったパブリックコメントで、総量規制をかけるべきとの意見に対しては、基準はないとし、また、放射性物質等廃棄物で海を汚さないという点では、海洋上で投棄するのではなく、地上にあるものをトンネルで海に流すので問題はないとの回答をしているのは驚きです。

規制委員会には、放射能で海を汚さない、生態系への影響をいかに抑制するかの倫理観が欠如していると言わざるを得ません。人間も自然界の一生物であり、生態系の影響を避ける努力の重要性は誰も否定できないと思います。

- ⑥ 汚染水の海洋放出について、海洋生態系を含む環境への影響を抑制する観点から再検討するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、汚染水に含まれるトリチウム以外の 63 の核種については、原発事故由来であること、トリチウムとは異なる動態を示すことなど、生態系への影響の解明が求められます。

- ⑦ トリチウム以外の放射性核種について、核種ごとのベクレルの総量を明らかにするよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、物価高騰対策について

物価高騰の勢いが止まらず、10 月以降も目白押しに値上げが計画されており、県民の暮らしと営業への影響は深刻です。国は新たに非課税世帯にのみ 5 万円を給付する方針です。川俣町は全町民に一人 1 万円を給付するほか、事業者の規模と売り上げ減少に応じ 20 万から 30 万円の支援金を給付、住民と事業者を支援しています。

物価高騰の影響を受けている事業者に対し、支援金を給付すべきと思いますが、県の考えを伺います。

六、子育て支援について

本県は子育て支援として、全国に先駆けて 18 歳までの子どもの医療費無料化を実施しました。復興計画の個別計画でも、日本一子育てしやすい県づくりを目指しています。昨年の国民生活基礎調査では、子育て世帯の 6 割が「生活が苦しい」と感じており、県内の子育て世帯アンケートでも一番の要求は、負担が大きい学校給食費の無料化等子育てに係る経済負担の軽減です。

子育て世帯の経済的負担の軽減にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

七、学校給食費の無償化について

文科省は、物価高騰対策として学校給食費の食材費値上りに、臨時交付金を活用し給食費引き上げを抑制するよう通知を出し、県も県立学校の給食費値上げを抑制します。県内で給食に何らかの補助を行うのは 75%の市町村まで拡大しています。もともと教育の一環である給食を無償とするのは憲法が定めるところです。義務教育無償の同じ憲法を持つ隣国韓国は、無償化に留まらず、無農薬野菜など安全な給食を子どもたちに提供する義務を定めています。

義務教育は無償とする憲法の規定に基づき、県として市町村立小中学校の給食費の無償化を実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

八、教員不足問題について

8月に河北新報で報道された教員の欠員数は、本県が143.5人で東北では最悪となっています。80歳近い元教員に来てほしいと声がかかったとの話もあり、学校は必死に教員確保に奔走しており、早期の打開が求められます。

公立小中学校における教員不足の要因をどのように分析し、どう対応しているのか、県教育委員会の考えを伺います。

九、再生可能エネルギーの導入について

8月3日から4日にかけての大雨により、二本松市岩代町加藤木地区の太陽光設備で、壊れていた水路が機能しなかったことも要因となり、大量の雨が調節池に入らず周囲の林地から国道法面に流れ法面が崩壊、国道は一時通行止めになり、設備の下流にあった墓地は、何基も土台が壊され、お盆の墓参りができませんでした。

地区の住民からは、「太陽光設備ができる前はこんなことはなかった。しっかり補償してほしい」との要望を受けました。

この太陽光設備の開発対象面積は40ha、森林伐採面積は18haと比較的小規模で開発には県条例でも環境アセスの必要が無く、昨年12月に発電を開始した施設です。アセス対象でなくても、林地開発には大きなリスクが伴うということです。

また、福島市のあづま開拓跡地に設置が進むメガソーラー発電設備でも周辺に被害が出ており、メガ発電設備の問題点が改めて浮き彫りになっています。

しかし、現在の法体系では再エネ設備の管理が適切かの監督権限は、FITの事業認可をした国にあり、県は施設内への立ち入り調査もできません。これでは地域の環境も住民の安全も守れません。蔵王連峰に計画されていた宮城、山形両県をまたぐ大規模風力発電設備開発計画に、両県知事が反対を表明、関西電力は蔵王連峰への大規模発電計画を撤回しました。青森県知事も無秩序な森林開発に懸念を表明、東北6県のうち3県の知事が森林開発を伴うメガ発電計画に反対や懸念を表明したことは重要です。

林地開発の在り方は、本来は国が地方任せではなく省庁横断で取り組むべきですが、経産省は再エネ設備の適切な設置と管理のため、地方自治体が独自の条例を制定する取り組みを推奨、進んだ自治体の事例を紹介しています。地方に条例づくりを勧めざるを得なくなっているのです。

① 再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然環境の保全、住民参加による地域主導型を基本とし、事業者への改善指導も可能とする条例を制定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

毎年記録的大雨に襲われる今日の異常気象は、従来の災害対策の根本的見直しを迫っています。10ha以上の大規模な林地開発に伴う調節地の基準を、県は降雨強度式で50年確率としています。この基準を超える雨が降る頻度が高まっています。

- ② 林地開発許可における調節池の設置に適用する降雨強度について、降雨形態の変化に即した基準にすべきと思いますが、県の考えを伺います。

十、産業分野の省エネルギー推進について

地球温暖化対策の要はいかにCO₂を削減するかであり、特に産業分野が総排出量の6割を占める下で、省エネ技術の活用と開発が重要です。

そこで、製造業における省エネルギー推進に向けた技術支援等に取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

十一、JR磐越西線の復旧と鉄道インフラ整備の在り方について

8月の豪雨で喜多方市では、磐越西線の濁川鉄橋が崩落する被害が発生しました。県議団は現地で市長から説明を受け、代替交通確保と共に早期の復旧を求める要請を受けました。この路線は、高校生等の通学通勤に不可欠の生活路線であり、漕艇場の利用者にも多く利用されており、周辺住民の重要な足となっています。

JR東日本が直ちに代替バスの運行を開始したことは市民に歓迎され、本格復旧を求める要望が高まっています。

県も磐越西線濁川橋梁の早期本格復旧をJR東日本に求めるべきですが、

- ① JR磐越西線の復旧に向け、どのように取り組んでいくのか、県の考えを伺います。

JR東日本は、この災害の直前に、1日の利用客数、利用密度を駅区間ごとに発表、磐越西線全体では千人を超えていますが、喜多方、野沢間は千人以下の赤字区間とされ、廃止の検討対象にされるのではないかと地元は危機感を募らせています。

35年前の国鉄民営化以降、赤字路線が次々と姿を消しました。県内では2011年7月豪雨による只見線の橋梁崩落に対して、只見線存続のための上下分離方式によりJRと県が分担することで、ようやく今年10月には全線再開通の見通しとなった矢先の被害であり、大きな衝撃が走っています。

空港や港、道路の輸送機関は公共交通機関として公的に整備され、災害時にも災害復旧工事の対象とされていますが、鉄道は災害時も公的復旧事業には位置づけられていません。鉄道での連続する自然災害に鑑みても、公共交通機関としての鉄道の役割を正しく評価し、重要な社会インフラの一つとして公的復旧の対象に加えるようにすべきです。

- ② 鉄道の災害復旧については、国が主導すべきと思いますが、県の考えを伺います。

十二、農業の振興について

物価高騰で農業用資材も高騰、今年のJAの農家への概算金は昨年比で1,500円から800円程度引き上げられるものの、生産者米価は60キロ1万円を切る銘柄が多く、資材の値上がりも農家経営を一層厳しくしています。

本県は、農業振興のスローガンに「儲かる農業」を掲げていますが、農家の実感からは大きく乖離しています。せめて生活できる農業にするための支援を行うべきです。

① 農業者の所得を確保し、再生産を可能とするための農産物価格保障と所得補償の制度化を目指すべきと思いますが、県の考えを伺います。

毎年起きる自然災害で出荷不能な農産物も大量に生まれています。県内では今年傷物で商品価値の低い農産物を、道の駅やJ A直売所で販売し好評と聞いています。この取り組みは農業分野の廃棄農産物を減らすとともに、廃棄農産物に付加価値を付け農家収入増を図る点でも有効です。

② 自然災害等により商品価値の下がった農産物の販売を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

十三、マイナンバーカードの交付率による地方交付税の算定について

国は行政デジタル化のため、マイナンバーカード未申請の個人に申請書類を繰り返し送付、法改正に伴う県の個人情報保護条例の改定も12月に予定されています。自治体独自の施策にブレーキをかけ、個人情報漏洩の危険など個人情報保護法による一元化には多くの問題があります。

国は、マイナンバーカードの普及率に応じて、地方交付税に差を付けることを検討と報じられていますが、地方財政法、地方交付税法の本旨を歪めるものです。

マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映することについて、国に中止を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の御質問にお答えいたします。

A L P S 処理水の取扱いにつきましては、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、県民や国民の理解が極めて重要であると考えております。

このため、これまでも、国に対し、関係者の理解醸成や風評の影響が懸念される事業者への対策などを求めてきたところであり、先月3日には、改めて、経済産業大臣に対し、関係者に丁寧かつ十分な説明を重ね、理解が深まるよう取り組むとともに、農林水産業や観光業、商工業などの幅広い事業者が、将来に向け安心して事業を継続していけるよう、万全な風評対策に取り組むことなどを求めてまいりました。

こうした中、先月 30 日には、行動計画が改定され、対策の強化・拡充として、目に触れやすいメディアを活用した情報発信や、漁業者を始めとする地元の方々との車座での意見交換等の実施などの取組が示されました。

引き続き、国及び東京電力に対し、漁業者を始めとした関係者にしっかりと向き合い、誠意を持って丁寧に説明を尽くすとともに、新たな風評への懸念が生じることがないように、行動計画に基づき、政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで責任を全うするよう求めてまいります。

次に、子育て世帯の経済的負担の軽減についてであります。

安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める上で、子育て世帯が抱える経済的な不安を軽減していくことが重要であると考えております。

このため、保育の無償化や高等教育の無償化、各種奨学金の充実のほか、本県独自に 18 歳以下の医療費無料化や多子世帯への保育料助成を実施するなど、様々な子育て支援を展開してまいりました。

また、ひとり親家庭への職業訓練給付金や児童養護施設を退所し大学等に進学する児童に対して、毎月の生活費を給付するなど、特別な配慮を必要とされる世帯への支援にも取り組んでおります。

先日、こども政策に関する国との意見交換の場において、私は、小倉こども政策担当大臣に、来年 4 月に設置されるこども家庭庁では、子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策を地方と連携し、強力に推進するよう求めたところであります。

今後、こども家庭庁と緊密に連携を図り、本県独自の経済的支援を継続しながら、未来を担う子どもたちを明るく健やかに安心して育てることができる県づくりを進めてまいります。

一、安倍元首相の国葬について

教育長

安倍元首相の国葬における弔意表明につきましては、国からの通知等がないことから、市町村教育委員会や県立学校等に対し、協力依頼は行わない考えであります。

二、統一協会問題について

生活環境部長

開運商法に関する消費生活相談の件数につきましては、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間で 206 件となっております。

三、新型コロナウイルス感染症対策について

保健福祉部長

新型コロナウイルス新規感染者の全数届出につきましては、保健医療体制の強化及び重点化を進める観点から、省令改正により、全国一律で見直しが予定されております。

次に、発熱患者の受診機会や新型コロナウイルス感染症患者の療養体制の確保につきましては、有症状者が適切に受診できるよう、診療・検査医療機関の拡充に取り組んでおります。また、入院のために必要な病床数を準備するなど、引き続き、療養体制の確保に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の治療薬や解熱鎮痛剤につきましては、登録医療機関を増やし治療薬の処方体制を整えるとともに、解熱鎮痛剤については、適切な量の購入を医療機関等に要請しております。また、全国知事会を通して、治療に必要な薬剤を確保するよう、国に求めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症のり患後症状を有する患者への支援につきましては、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談や受診をしていただき、必要に応じて各地域の専門的な医療機関や、県立医科大学附属病院に紹介する体制を整えているところであります。引き続き、医療機関向けの研修会の実施や、相談窓口の広報に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチンの効果に関する情報発信につきましては、テレビや新聞、若者の利用が多いSNSなどを活用し、感染や重症化の予防効果等について広く発信しているところです。今後とも、各種メディアの活用はもとより、様々な機会を捉えた情報の発信に努めてまいります。

四、原発問題について

企画調整部長

原発の再稼働等につきましては、震災後、本県は、原子力に依存しない社会づくりを復興の基本理念に掲げております。原子力政策は、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国において検討されるべきものであり、県としては、過酷な事故を二度と起こしてはならないということを継続して発信してまいります。

危機管理部長

A L P S 処理水に関する関係者の理解につきましては、これまで、国に対し、関係者へ丁寧な説明を行い、理解が深まるよう取り組むことなどを求めてまいりました。国は、先月改定した行動計画の中で、漁業者を始めとする地元の方々との車座での意見交換等

の実施など、取組を強化・拡充するとしており、これらの取組を責任を持って進めていくことが重要であると考えております。

次に、トリチウム濃度の上昇につきましては、東京電力は、3号機の原子炉格納容器の水位低下が影響している可能性があるとして、トリチウム濃度の継続的な監視を行っております。県といたしましては、東京電力に対し、トリチウム濃度の変動を把握するとともに、3号機の原子炉格納容器の水位低下との関係性を評価するよう求めているところであり、引き続き、廃炉安全監視協議会等において、確認してまいります。

次に、汚染水の発生抑制対策につきましては、ALPS処理水の放出量を抑制するためにも重要であることから、国及び東京電力に対し、中長期ロードマップの目標達成はもとより、汚染水発生量の更なる低減に向けて、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むよう求めているところであり、引き続き、廃炉安全監視協議会において、その取組状況を確認してまいります。

次に、ALPS処理水の海洋放出による環境への影響につきましては、東京電力が、IAEAで定めている安全基準等に基づいて評価を行った結果について、原子力規制委員会において、環境への影響が十分に小さいことが確認されております。

また、IAEAが今年2月に行った調査の結果報告書でも同様の確認がされております。

次に、トリチウム以外の放射性核種につきましては、ALPS処理水希釈放出設備等の新設に係る事前了解に当たり、東京電力に対して、除去対象62核種と炭素14以外についても、可能な限り実測定を行い、明確にするよう求めたところであり、実測定による核種の把握により、核種ごとのベクレルの総量についても明らかになるものと考えております。

五、物価高騰対策について

商工労働部長

事業者への支援金につきましては、物価高騰の影響は全国的な課題であり、影響を受けている業種も多岐にわたることから、全国知事会を通して、事業復活支援金と同様の支援策の創設などを国に要望しているところであります。

六、子育て支援について

(知事答弁)

七、学校給食費の無償化について

教育長

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

八、教員不足問題について

教育長

次に、教員不足につきましては、新規採用者数が増加する中で、教員を目指していた講師が正規教員として採用され、講師の担い手が減少していることに加え、育児休業取得者等の増加により、更に講師の補充が難しくなっていることが、主な要因であると認識しております。

このため、退職した教員免許保有者に対して、個別に学校現場への復帰を働きかけるなど、今後とも、講師の確保に努めてまいります。

九、再生可能エネルギーの導入について

企画調整部長

再生可能エネルギーの導入につきましては、関係法令や国のガイドラインに基づき、環境や景観に配慮し、住民等の理解を得ながら実施されることが重要と考えております。現在、国において、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方について、省庁横断的に検討がなされていることから、引き続き、動向を注視してまいります。

農林水産部長

林地開発許可における調節池の設置に適用する降雨強度につきましては、森林法の規定及び関係する技術基準に基づき、県内における降雨状況のデータ解析により定められた降雨強度式を用いており、下流河川に与える影響の程度や開発面積に応じた降雨強度を基準として採用しております。

十、産業分野の省エネルギー推進について

商工労働部長

製造業における省エネルギーの推進につきましては、ハイテクプラザにおいて、事業者の技術的課題の解決を支援するとともに、今年度からは、製造工程の省資源化・高効率化に関する調査や新たな設備導入への支援を実施しているところです。

今後とも、事業者の取組状況の調査や産学官金によるネットワークの構築など、機運の醸成も図りながら、製造業における省エネルギーの取組を支援してまいります。

十一、JR磐越西線の復旧と鉄道インフラ整備の在り方について

生活環境部長

JR磐越西線につきましては、早期の復旧が重要であることから、県では先月、JR東日本に対し、不通区間の運転再開の見通しを示すとともに、早急に復旧工事を進めるよう、要望活動を行ったところであります。

引き続き、JR東日本による復旧方法等の調査・検討の状況を注視するとともに、沿線自治体と連携し、一日も早い運転再開をJR東日本に対して働き掛けてまいります。

次に、鉄道の災害復旧につきましては、迅速な対応が求められることから、国に対して、鉄道事業者や沿線自治体、道路や河川の管理者等による連絡調整会議の速やかな開催を求めるとともに、近年の頻発化・激甚化する災害に鑑み、災害復旧事業の予算の確保や制度の拡充などを要望してまいります。

十二、農業の振興について

農林水産部長

農業者の所得確保等につきましては、収入の安定化に向け、青果物価格安定制度及び経営所得安定対策の活用や収入保険・農業共済への加入促進などに取り組むとともに、肥料・飼料等の価格高騰の影響を受けている農業者に対し、経費の一部助成などを実施しているところであります。

次に、農産物の販売支援につきましては、降ひょう被害を受けた果物について、これまで、直売所等でのトップセールスや新聞広告によるPRを行っており、さらに、オンラインストアにおいて「御自宅用」のコーナーを設け、販売を促進するキャンペーンを実施しております。

今後とも、自然災害等による被害状況に応じて、農産物のPRや6次化商品への活用など、販売支援に取り組んでまいります。

十三、マイナンバーカードの交付率による地方交付税の算定について

総務部長

マイナンバーカードの交付率による地方交付税への反映につきましては、現時点で、国における検討内容が示されていないため自治体へ与える影響は不透明であるものの、地方交付税は、地方の固有財源として保障される必要があることから、引き続き、情報収集に努めてまいります。

【再質問】

宮本県議

再質問いたします。

最初に知事に伺います。まず汚染水の問題です。

海洋放出について、知事も理解が得られることは重要だと述べられました。しかし今県民の理解は得られていないというのが現状です。先日の県内の県民世論調査も 52% は「理解が広がっていない」と答えていて、県民の理解は得られていないということを示しています。

昨日は、福島県生協連、宮城県生協連など 5 団体が 4 万人の海洋放出反対の署名を 2 次分として提出し、累計数では約 22 万人を超えました。このように反対の声が相次ぐ下で、関係者の理解を得られたとはどのような状況を指すのでしょうか。先ほど危機管理部長の答弁がありましたけれど、これは要するに行動計画に基づいて取り組みを進めてもらうことだという答弁ですよね。県民の理解が得られたとはどういう状況を指すのかについて、明確に答えることができません。現時点では漁業者との約束を守れ、漁業者は理解していない、県民も理解も納得もしていない、これが状況ですから、県としてとるべきは約束を反故にすることは許されない、約束を守って海洋放出は中止をせよと求めるのが、いま県としてとるべき立場ではありませんか。それを言わないで、海洋放出のための設備工事を認めることは、イコール海洋放出を認めることにならざるを得ないのではないのでしょうか。違うというのなら、違いをはっきりと県民に明らかにすべきでありまして、なし崩しのやり方は許されません。知事の明確な答弁を再度求めたいと思います。

宮城県知事は、県漁連の反対を受けて、海洋放出に反対、別の処理方法を検討すべきだと求めておりますので、被災県の知事として、明確な反対の表明を現時点ですべきだということを求めるものですが再度答弁をお願いいたします。

2 問目は、知事に子育て支援についてです。

これまでの取り組みについては、只今答弁がありました。いまコロナ禍の長期化や物価高騰の影響が深刻化する下で、県民の経済的な負担軽減にいかに取り組んでいくのが政治の大きな課題になっているということです。

知事は子育て世帯の苦難の軽減、県民生活を守るために本気で取り組む意思があるのか、その政治姿勢が問われていると思います。経済的負担軽減への新たな取り組みをどのように進めていくのか、再度知事の考えを伺いたいと思います。

次に、危機管理部長に汚染水問題について伺います。

1 つは、トリチウムの濃度が高まっている問題の原因究明を求めるという問題です。これは原因によっては、トリチウムの総量というのはタンクの中の、これまで約 860 兆ベクレルだと言われていたけれど、若干減衰していますので、若干減っていますよね。

でも原発の敷地の中とタンクの中を合わせたら約 2000 兆ベクレルと言われていた。この総量の話になりかねないわけですよ、原因によっては。だから、建屋内も含めた総排出量の問題になりかねない、前提が全く変わってきてしまう、そういう次元の問題なんだという意味合いで、しっかりとした原因究明を求めるべきだというふうに私は考えますので、再度部長の答弁を伺いたいと思います。

そして、汚染水の抑制対策についてです。

この抜本的な対策を求めるというふうに答弁でもおっしゃいました。では、抜本対策とはどういうことなのか。東電が考えている抜本対策は、局所止水ですよ。非常に線量が高いところで事業をやる、安全性も分からない、そういうところを最優先で取り組むというのが本当に抜本対策になるのかということです。しかもこれ、いつまでにやれるかも分からないのに、それを優先してやるというのは、結局は一番の抜本対策として有効な広域遮水壁をやらないということになりはしないか、ここを再度部長の考えを伺いたいと思います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答えいたします。ALPS処理水の取り扱いについては、いまだ海洋放出への反対や新たな風評への懸念など、さまざまな意見が示されております。このため引き続き、国に対し、政府一丸となって、関係者への丁寧な説明や情報発信の充実強化、さらに万全な風評対策に責任をもって取り組むよう求めてまいります。

次に、子育て世帯への経済的支援につきましては、保育の無償化や高等教育の無償化に加え、本県は独自に18歳以下の医療費無料化を実施しているところであります。引き続きこれらの取り組みをすすめながら、子育て世帯の経済的負担の軽減、また合わせて県の新しい総合計画に基づき、子どもにかかるそれぞれの政策にしっかりと取り組んでまいります。

危機管理部長

まず、トリチウム濃度の上昇につきましては、東京電力に対し、トリチウム濃度の変動を把握するとともに、3号機の原子炉格納容器の水位低下との関係性を評価するよう求めているところであります。この評価の結果について、廃炉安全監視協議会において、しっかりと確認してまいります。

次に、汚染水発生量の抑制対策につきましては、国及び東京電力に対し、中長期ロードマップの目標達成はもとより、汚染水発生量のさらなる低減に向けて、フェーシングや凍土遮水壁などの重層的な対策と建屋内滞留水処理を着実にすすめるとともに、さまざまな知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むよう求めているところであり、引き続き汚染水のさらなる発生抑制対策にしっかりと取り組むよう求めてまいります。

【再々質問】

宮本県議

再々質問いたします。

知事に伺いますが、この汚染水の海洋放出について、結局「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」というのが国・東電が漁業者と交わした約束なわけですよね。この約束は非常に重いもので、守られるべきもの、守らなくてはいけないものなんだという立場に県が本当に立っているのかどうか、この間の知事の発言、そして今日の答弁を聞いても、その姿勢が見えてこない。求めるのは丁寧な説明と、行動計画に基づいてしっかりとした風評対策をとってもらふことだと、こういうことですよね。この対策というのは、あくまでも海洋放出を前提とした対策なわけです。

しかし、理解なしには処分しないとやっているんだから、理解が得られていない段階で、なんで海洋放出を前提とした取り組みばかり求めるのか、ここに県民は非常に不信を持っているわけですよ。だから隣の宮城県知事は、漁業者が反対している、こんな状態で県としては、当然理解は得られていないんだから、海洋放出以外の別な方法を検討すべきですと求めているわけですよ。だけど、本県の知事はそれを求めない。こういうことで本当に福島復興がすすむのか、本気で復興に責任もって取り組むと言えるのか、知事の責任、姿勢が私はあらためて今問われていると思うんです。そういう立場で、理解が得られていないという状況の下で、この段階での海洋放出はできないという認識にまず知事が立っているのかどうか、あらためて伺いたいと思います。

立っているとすればですよ、一方で県民の理解が得られていないんだから、海洋放出はできないのに、海洋放出するための工事だけはやっていますよということになる、数百億円もかけた工事をですね、何のためにやるのかということになりますよ。トリチウムは半減期が13年、だからタンク保管していても減衰していくわけですよね、だから時間が助けてくれるということもあります。しかも、海洋放出が始まったから、タンクがすぐゼロになるのか、そんな保障は全くありません。30年という計画だってどうなるか分からない、というのが現状なわけですから、本当に福島復興をすすめようと思えば、風評被害をさらに拡大し、福島復興をさらに困難にする海洋放出をこの時点

で止める、これが一番の福島の復興の対策なんだと、被災県として明確にこの立場を表明し、反対を表明すべきだということをお求めたいと思いますが、再度知事の答弁を求めます。

それから、教育長に学校給食費無償化についてです。

福島県内ですでに 75%の市町村が何らかの補助を行っているんですね。75%の到達は非常に高いです。群馬県が8割に上っていますね、福島県は群馬県に次ぐ2番目に高い水準で、市町村が何らかの補助を行っている割合になっているということなんです。これは市町村の頑張りによって作られたもので、県が何も関与しないで良いのだろうか問われています。

県は、食材費は原則保護者負担だと言ってきましたけど、今回の物価高騰対策で、文科省も交付金を使って抑制してくださいという通知が出たので、県もこれを使って、県立学校についてもこれをやることにしたわけですよ。だから今まで原則保護者負担としてきた、この原則を県も乗り越えたことになるわけですよ。だったら、憲法 26 条に基づいて、給食費の無償化に踏み出す時ではないですか。教育長の再度の答弁を伺います。

そして、新型コロナ対策で保健福祉部長にお聞きします。

(答弁は) 全数把握は国がしないことにしたからと、このひと言で終わりです。私はこれで本当に県民の命と健康が守れるのか、軽症でも重症化する人が出ている、本当に守れるのかを再度伺いたいと思います。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答えいたします。ALPS 処理水につきましては、国に対し、関係者に丁寧かつ十分な説明を重ね、理解が深まるよう取り組むとともに、幅広い事業者が将来に向け、安心して事業を継続していけるよう万全な風評対策に取り組むことを求めてまいりました。引き続き、国および東京電力に対し、漁業者をはじめとした関係者としっかり向き合い、誠意をもって丁寧に説明を尽くすとともに、新たな風評への懸念が生じることがないように、行動計画に基づき、政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで責任を全うするよう求めてまいります。

保健福祉部長

新型コロナウイルス新規感染者の全数届け出につきましては、保健医療体制の強化、

そして重点化をすすめる観点から、全国一律で見直しが予定されているところでございます。

教育長

憲法第 26 条第 2 項の「義務教育はこれを無償とする」という規定につきましては、昭和 39 年の最高裁判決により「無償とは授業料不徴収と解する」とされ、学校給食の無償化を規定したものではないとされており、県教育委員会による支援は困難であると考えております。

以上